

救急救命士の特定行為に係る各種実習要領の改訂について

令和 7 年 9 月 17 日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会事務局

○以下のとおり提案しますので御審議をお願いします。

1 特定行為資格認定について

他県の消防本部で実務経験のある救急救命士有資格者が本県消防局に就職する事例もあることから、他県での病院実習実績に基づいて救急救命士の特定行為資格認定を行うために各種要領を一部改訂するもの。

2 実習指導医について

実習指導医に変更があるため改訂するもの。

1 改訂の概要

(1) 特定行為資格認定関係

【改訂する要領】

- ・救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領
- ・救急救命士の気管内チューブによる気道確保（ビデオ硬性挿管用喉頭鏡）の実施のための講習及び実習要領

※薬剤投与及び追加 2 項目処置（心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与）は、現行の要領のまま他県での実績に基づく認定が可能な記載があるため改訂不要。

【改訂概要】

現行	改訂の方向性
各資格の認定に必要な要件を証明する <u>鳥取県 MC</u> で定める各様式を添付して申請	必要な認定要件を証明するため、 <u>鳥取県 MC</u> で定める様式に準じた他県のメディカルコントロール協議会等の様式（証明書等）を添付して申請

※改訂の文章は別紙新旧対照表を参照

(2) 実習指導医の変更

ア 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領（別記 1）

現行	変更後
鳥取市立病院 副院長 浅雄 保宏	鳥取市立病院 診療部長 樋口 智康
山陰労災病院 麻酔科部長 内藤 威	山陰労災病院 麻酔科部長 上田 真由美

※ビデオ硬性挿管用喉頭鏡の実習要領も同じ

イ 救急救命士の薬剤投与実施のための講習及び実習要領（別表 1）

現行	変更後
鳥取市立病院 副院長 浅雄 保宏	鳥取市立病院 診療部長 清水 貴志

(資料)

- ・【資料6－1】【新旧対照表】救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領
- ・【資料6－2】【新旧対照表】救急救命士の気管内チューブによる気道確保（ビデオ硬性挿管用喉頭鏡）の実施のための講習及び実習要領
- ・【資料6－3】【新旧対照表】救急救命士の薬剤投与実施のための講習及び実習要領